

## 入湯税の課税免除（修学旅行・体育大会等）にかかる事務処理要領

福島市税条例（以下「条例」という。）第154条第1項第4号に規定する「修学旅行又は体育大会等の行事に参加中の学生生徒及び児童で、引率職員が付添い、所属学校の長の発行する修学旅行又は体育大会等の行事に参加の証明書等を有するもの」については、その具体的な範囲と事務処理手順を下記のとおり定める。

なお、この事務処理要領は、12歳以上の方が課税免除を受けようとする場合に必要となるもので、12歳未満の方は、同条同項第1号によって課税免除されている。

### 1 課税免除対象となる「学校」の範囲について

課税免除となる「学校」の範囲（別表1）は、学校教育法に定める学校を対象とする。

具体的には、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校（高専）及び専修学校（専門学校など）が対象となる。

### 2 課税免除対象となる「学校教育活動」の範囲について

(1) 課税免除対象となる「学校教育活動」の範囲は、学校教育の一環として行われた教育活動全般とし、かつ、学校長（学長等）またはそれに準ずる者が活動を証明したものを対象で、証明にあたっては、福島市入湯税課税免除用証明書（以下「証明書」という。）（様式1）を提出する。ただし、提出方法の例外及び不要の場合については、「4「証明書」の提出方法の例外について」及び「5「証明書」の提出が不要の場合について」のとおりとする。

(2) 学校教育の一環として行われた教育活動とは、小学校から高等専門学校までにあつては、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程で示されている「学校の管理下の範囲」に該当するものとし、大学にあつては、公益社団法人日本国際教育支援協会・学生教育研究災害傷害保険の支給対象となる教育研究活動の範囲に該当するものとする。

具体的な活動内容の判断基準は、別表2のとおりとする。

### 3 課税免除となる「対象者」の範囲について

学校教育活動に参加した児童、生徒、学生及び引率教員を対象とし、それ以外の保護者などは対象外とする。

### 4 「証明書」の提出方法の例外について

(1) 代表する学校が発行する活動証明書の提出のみで可とする場合

各旅館等が個別に宿泊を受け、複数校が参加する大会・合宿で、福島市内の観光協会・旅館協同組合が配宿しない場合とし、全参加校の学校名や学校ごとの人数が分かる資料を添付する。

(2) 主催団体による証明書の提出のみで可とする場合

各旅館等が個別に宿泊を受け、一般財団法人福島県サッカー協会などの各競技団体が主催する大会・合宿で、福島市内の観光協会・旅館協同組合が配宿しない場合とし、全参加団体名や団体ごとの人数が分かる資料を添付する。

## 5 「証明書」の提出が不要の場合について

次の各号に該当する場合は、福島市で指定する証明書の提出は不要とする。ただし入湯税特別徴収義務者は、各団体名および団体ごとの人数が分かる資料を条例第162条第1項に規定する帳簿と一緒に保管する。

- ① 中学校体育連盟及び高等学校体育連盟が主催する大会の場合
- ② 旅行業者が手配する修学旅行（遠足）の場合
- ③ このほか、複数校が参加する大会・合宿で福島市内の観光協会・旅館協同組合が配宿する場合

## 6 事務処理手順について

「修学旅行又は体育大会等の行事に参加中の学生生徒及び児童で、引率職員が付添い、所属学校の長の発行する修学旅行又は体育大会等の行事に参加証明書等を有するもの」による課税免除を受けようとする場合は、「証明書」（様式1）に必要事項を記載のうえ提出しなければならない（例外は前記5のとおり）。また、手続きの流れは以下のとおりとする。

【手続きの流れ】

- ① 課税免除を受けようとする者（学校）は、証明書（様式1）に必要事項を記載する。
- ② 課税免除を受けようとする者（学校）は、当該証明書を旅館・ホテル等（入湯税特別徴収義務者）に提出する。
- ③ 入湯税特別徴収義務者は、当該証明書の提出があった場合には、入湯税を課税免除する。
- ④ 入湯税特別徴収義務者は、条例第157条第3項に規定する納入申告書を提出する際に、当該証明書の原本を添付する。また、当該証明書の写しを、条例第162条第1項に規定する帳簿と一緒に保管する。

## 7 本要領の施行日及び適用日

- 1.平成26年 4月 1日から施行し、同日の入湯客から適用する。
- 2.この改正は、令和元年12月18日から実施する。
- 3.この改正は、令和7年 3月 3日から実施する。

(別表1) 課税免除の範囲

【小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校】

活動区分		主な活動内容	うち入湯行為の可能性があると想定される活動	
各教科		—	体験活動、見学などの学校外での学習	
道徳				
総合的な学習の時間				
外国語活動				
特別活動	学級活動	—	—	
	児童会活動	—	—	
	クラブ活動	—	部活動をクラブ活動に位置付けている場合、大会等の参加、野外活動、合宿	
	学校行事	儀式的行事	入学式、オリエンテーション、卒業式、謝恩会	学校においては、左記の活動が校外で実施されることも考えられる。
		文化的行事	文化祭、学芸祭、音楽（合唱）コンクール	音楽（合唱）コンクール
		健康安全・体育的行事	体育祭	—
		遠足・集団宿泊的行事	遠足、修学旅行	遠足、修学旅行
勤労生産・奉仕的行事		職業体験、ボランティア活動	—	
部活動、そのほかの課外学習		大会・コンクール、練習試合、野外活動、合宿	大会・コンクール、練習試合、野外活動、合宿	

【大学、専修学校】

活動区分	主な活動内容	うち入湯行為の可能性があると想定される活動
正課	講義、実験、実習、演習または実技による授業	学外での活動
学校行事	大学等が主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種行事	入学式、オリエンテーション、卒業式、謝恩会
課外活動	大学等の規則に基づく所定の手続きにより、大学等が認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動	部・サークルの大会参加、練習試合（対外試合）、屋外活動、合宿

(別表2) 具体的な活動内容の判断基準

学校の種類 (学校教育法に規定 する学校に限る)	活動の区分	課税免除対象となる 主な活動内容
小学校、中学校、義務教育 学校、高等学校、中等教育 学校、特別支援学校及び高 等専門学校	学校が編成した教育課程に基づ く授業を受けている場合	社会科見学、集団宿泊活動・自然体 験活動、職場体験活動、修学旅行 (遠足) など、校外での授業
	学校の教育計画に基づく課外指 導を受けている場合	体育大会・音楽コンクール等への 参加、練習試合、合宿
大学、専修学校	正課	ゼミ合宿等、講義、実験、実習、演 習及び実技による授業
	学校行事(大学が主催する教育活 動の一環としての各種行事)	入学式、オリエンテーション、卒業 式、謝恩会
	課外活動(大学の規則に基づく所 定の手続きにより大学が認めた 学内学生団体の管理下で行う文 化活動または体育活動)	部・サークルの大会参加、練習試合 (対外試合)、屋外活動、合宿

(様式1)

福島市入湯税課税免除用 証明書	
年 月 日	
福島市長様	
学校(競技団体)の所在地.....	
学校名(または競技団体名).....	
学校長またはそれに準ずる者の氏名 (競技団体の場合は代表者氏名).....	
電話番号.....	
担当者(氏名).....(連絡先).....	
以下の者は、学校教育法に規定する学校の児童・生徒・学生及び引率教員であり、以下の活動が学校教育の一環として行われることを証明します。	
施設利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
活動内容	種 類 <input type="checkbox"/> 教育課程(正課) <input type="checkbox"/> 体育大会 <input type="checkbox"/> 合宿 <input type="checkbox"/> その他( )
	団 体 名
	行 事 名
	行事開催地
課税免除を受けようとする入湯者数(児童・生徒・学生と引率教員)	12歳以上の者の人数 ( )人 ※課税免除となる方は、児童・生徒・学生と引率教員のみです。保護者等は含めないでください。 (12歳未満の者の人数 ( )人)
利用施設(旅館等)の名称	

※この証明書は、12歳以上の方が福島市税条例第154条第1項第4号の課税免除を受けようとする場合に必要となるものです。旅館等の利用施設(入湯税特別徴収義務者)に提出してください。  
なお、12歳未満の方は、同条同項第1号によって課税免除されています。  
※この証明書の提出がない場合は、原則入湯税が課税されます。